

東大阪市私道舗装規則新旧対照表

新	旧
<p>(舗装の対象)</p> <p>第3条 舗装の対象となる私道は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>両端が公道若しくは舗装された私道に接続していること</u> <u>又は一端が公道若しくは舗装された私道に接続しており、かつ、出入口が舗装の対象となる私道に隣接している家屋</u> <u>(以下「隣接家屋」という。)が2戸以上あること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 <u>私道の舗装は、交差点から私道の終端まで又は交差点から交差点までの区間を単位として行う。</u></p> <p>(舗装の申請)</p>	<p>(舗装の対象)</p> <p>第3条 舗装の対象となる私道は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>一端が公道又は舗装された私道に接続していること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>出入口が当該私道に隣接している家屋(以下「隣接家屋」という。)が2戸以上あること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(舗装の申請)</p>

第5条 第3条第1項に規定する要件に該当する私道の所有者又は隣接家屋の居住者は、私道舗装申請書により市長に当該私道の舗装を申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条第2項ただし書に規定する特別の理由がある場合は、当該理由を示した書面

(5) (略)

(舗装の同意等)

第6条 前条の規定により私道の舗装の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、全ての隣接家屋の使用者（使用者が複数ある隣接家屋にあつては、そのうちの1人）と協議し、その同意を得なければならない。

2 申請者（自己以外に所有者のない私道の舗装の申請をしようとする者を除く。）は、当該私道の全ての所有者と協議し、その承諾を得なければならない。ただし、当該私道の全部又

第5条 第3条に規定する要件に該当する私道の所有者又は隣接家屋の居住者は、私道舗装申請書（様式）により市長に当該私道の舗装を申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(4) (略)

(舗装の同意等)

第6条 前条の規定により私道の舗装の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、全ての隣接家屋の居住者（居住者が複数ある隣接家屋にあつては、そのうちの1人）と協議し、その同意を得なければならない。

2 申請者（自己以外に所有者のいない私道の舗装の申請をしようとする者を除く。）は、当該私道の全ての所有者と協議し、その承諾を得なければならない。

は一部が共有物であって、その共有者のうち一部の者の承諾を得ることができない特別の理由があると市長が認める場合における当該者については、この限りでない。

様式（第5条第1項関係）

私道舗装申請書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所
申請者
氏 名 (電話) ㊟

東大阪私道舗装規則第5条の規定により、次のとおり私道の舗装を申請します。
私道舗装申請場所
東大阪市
東大阪市
番地先から
番地先まで